

公 募
公募型樹木等採取試行募集要領
～河川法第 25 条を適用した公募型伐採の試行～

平成 29 年 9 月 8 日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所

1. 目的

信濃川の河川内には樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省信濃川河川事務所（以下「事務所」という）では、これらの対策として計画的に河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体）を募り、河川法第 25 条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を伐採する取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

当事務所管内の別添図に示す範囲の樹木伐採を希望される方は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に沿って応募書類を作成し、後述の応募方法により応募書類を提出して下さい。

当事務所で応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び伐採に関する計画等の審査を行い、伐採者を決定いたします。

選定結果は応募者へ通知いたします。

また、伐採決定者は、河川法第 25 条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請手続きの方法につきましては、決定後に説明いたします。

(2) 募集期間

平成 29 年 9 月 15 日（金）～平成 29 年 9 月 29 日（金）

※応募書類の提出は郵送、FAX で平成 29 年 9 月 29 日（金）必着

(3) 樹木伐採の場所

信濃川 左岸高水敷（小千谷市塩殿地先） 1 区画 約 33,000 m²

なお、詳細な場所、範囲については別添参考資料を参照してください。

(4) 樹木の採取期間

許可の日から平成 29 年 12 月 20 日（水）まで

※伐採、搬出時間は 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

※伐採期間中に降雪があった場合、信濃川河川事務所では除雪は行いません。

※採取期間は申請に基づき変更可能です。

(5) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ・オニグルミ・ハリエンジュ等）

(6) 樹木採取料（占用料）

河川法第 25 条の許可を受けた者が、河川法第 32 条の規定により、新潟県が河川産出物採取料を徴収（新潟県河川流水占用料等徴収条例）することがあります。

しかし、今回の河川産出物採取料については、控除されます。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません。

①過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者。

③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

④直近 1 年間の税を滞納している者。

- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1企業・団体につき1回とし、別紙の応募様式（関係様式－1、2）に必要な事項を記入し、募集期間内に下記宛てに郵送またはFAXにて提出して下さい。

◎提出先

- ・北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課
- ・住所 〒940-0098 新潟県長岡市信濃1-5-30
- ・TEL 0258-32-3259
- ・FAX 0258-34-9040
- ・問い合わせ、申込先 信濃川河川事務所 管理課

企業名及び代表者名、住所、連絡先は今回の公募の連絡のみに使用します。

(9) 選定の方法

- ・伐採者の決定は、応募書類に基づいて当事務所で審査を行い、伐採者として問題ないと判断された方を決定します。なお、審査の結果伐採者が複数となった場合は、当該者によるくじ引きにて決定します。
- ・決定にあたっては履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- ・伐採者として決定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について当事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に係る許可申請書を提出する必要があります。

(10) 選定結果の通知

選定結果については、伐採者決定後速やかに応募者に通知いたします。

(11) 選定後に必要な許可手続き

河川法第25条の許可に係る申請書の提出にあたっては、添付書類として、河川法施行規則第13条第2項各号に掲げる図書の提出が必要になります。また、同項

第七の「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、応募者に通知した選定決定の通知を提出する必要があります。

(12) 採取にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ①許可を受けた者は、信濃川河川事務所長（以下「所長」という）の指示に従って許可期間中、採取の場所又は付近の見やすい場所に標識を設置し、下記の内容を記載してください。
 - ・伐採するものの種類及び数量（行為の内容）
 - ・伐採方法
 - ・許可受者名及び所轄事務所・出張所の名称
- ②許可を受けた者は、伐採が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、伐採が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から 15 日以内にその旨を所長に書面で届け出て下さい。
 - ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・伐採者の都合により伐採できない木が生じたなど、伐採の目的を達することができなかったとき
- ④許可を受けた者は、伐採の着手と完了の際は、その旨を所長に書面で届け出て検査を受けて下さい。また、簡単なアンケートへの協力をお願いします。「信濃川の河道内樹木伐採 公募に関するアンケート」に必要事項を記載し、伐採後に完了届と併せて提出してください。
- ⑤許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- ⑥許可を受けた者は、運搬路を通行上支障のない状態に保って下さい。
- ⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ⑧作業時間は、8:30～17:00 までとします。
- ⑨許可を受けた者は、伐採について、所長から河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。

- ⑩許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて所長の許可を受けて下さい。
- ⑪許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。
- ⑫原則として区画内の樹木すべてを伐採していただきますが、環境条件などを考慮し、やむを得ず残していただく木がある場合があります。その際は当事務所からご連絡いたします。
- ⑬伐採木の切り株の残りは **20cm** 以下になるよう切断して下さい。
- ⑭新潟県知事が定める「新潟県河川流水占用料等徴収条例」（平成 11 年 12 月 27 日）第 6 条は試行のため免除となります。
- ⑮枝葉についても現場より回収して搬出することを原則とします。

(13) 問い合わせ先

(8) 応募方法の提出先と同じ。

【参考】関係法令

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条か

ら第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

- 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。
- 4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の3)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図
- 三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

- 四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
- 五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 七 その他参考となるべき事項を記載した図書

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

伐採箇所 位置図(小千谷市 塩殿地先)



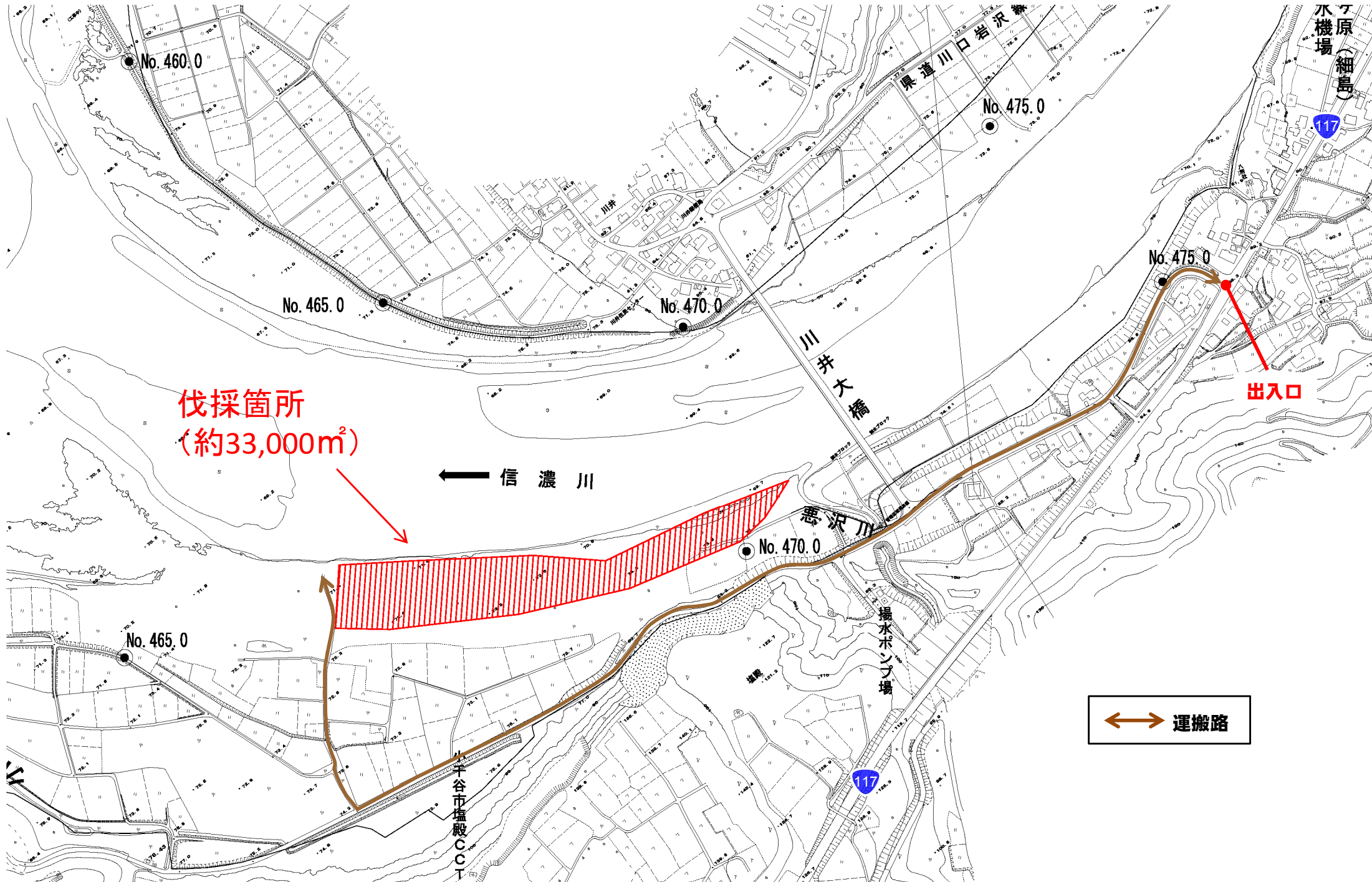
公募伐採箇所

公募伐採箇所

長岡市

県之内出張所

樹木伐採 公募箇所(小千谷市 塩殿地先)



伐採箇所
(約33,000m²)

← 信濃川

出入口

↔ 運搬路

小千谷市塩殿CCT

応 募 様 式

平成 年 月 日

北陸地方整備局
信濃川河川事務所長 殿

応募者

企業名 _____ 印

代表者名 _____

住所 〒 _____

平成 29 年 9 月 8 日付けで公募された、信濃川水系信濃川河川区域内の樹木伐採について応募
します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
 その他の目的 (_____)

2. 採取を希望する河川産出物の種類 : _____

3. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 確認済み
 未確認

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法: _____)

関係様式－1

- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : _____
緊急連絡先 : _____
F A X : _____
メールアドレス : _____

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

北陸地方整備局
信濃川河川事務所長 殿

伐採者 (住所) _____

(企業名) _____
(代表者名) _____
(電話番号) _____

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(作業時間) : ~ : (例 8:30~17:00)

【作業日】

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- (作業時服装) ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
 - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

関係様式－2

- (坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上